（国民年金法施行規則の一部改正）

第九条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第一号中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改め、同条第五号中「第六十六条第七項」を「第六十六条第九項」に改め、同条第八号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第九項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第十条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改め、同条第六号中「第六十六条第七項」を「第六十六条第九項」に改め、同条第八号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第九項」に改める。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第十一条　生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同条第二項第四号中「健康診査」の下に「及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（次項において「旧国保規則」という。）の様式による国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証及び国民健康保険限度額適用認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　旧国保規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、平成二十八年度に係る事務費負担金、療養給付費等補助金及び組合普通調整補助金から適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式による後期高齢者医療検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十六号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条」を「第六十九条の八」に改める。

第四条第一項第一号中「又は」を「、」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「、生年月日」を加える。

第六条第二項中「第三十五条第一号」を「第三十五条」に改める。

第三十一条第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「確定給付企業年金を実施」を「法第十七条第一項の引渡しを」に、「法第十七条第一項」を「同項」に、「第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額（以下「過去勤務債務の額」という。）」を「第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から当該引渡しがないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額を控除した額」に、「第三十五条第一号」を「第三十五条」に改め、同条第二号中「第三条第三号」を「第三条第三号」に改め、同号ロ中「について、特定退職金共済制度を実施したときにおける当該被共済者」を「の特定退職金共済制度」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　令第三条第二号の企業型年金（以下「企業型年金」という。）次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ　法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第八項に規定する企業型年金加入者とするものであること。

ロ　法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者に係る第三十五条に規定する金額の全額が、同項後段の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。

第三十二条の見出し、第一項各号列記以外の部分及び第二項中「申出」を「通知」に改める。

第三十四条中「確定給付企業年金を実施した」を「当該申出が確定給付企業年金又は企業型年金への同項の引渡しに係るものである」に、「第三号」を「第四号」に、「特定企業年金制度等引渡申出書」を「特定企業年金制度等実施申出書」に、「実施したこと」を「実施していること」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該申出に係る被共済者について、機構が認めるときは、第三号に掲げる事項の記載を要しない。

第三十四条第二号中「及び住所」を削り、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「次条第一号に規定する金額」を「解約手当金に相当する額」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者の住所

第三十五条中「次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める額」を「解約手当金に相当する額（同項後段の申出が特定退職金共済制度への同項の引渡しに係るものである場合にあつては、前条第四号の金額）」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第三十七条中第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　企業型年金　確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関

第三十八条中「申出」を「通知」に改める。

第四十条第二項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「並びに令第十四条第六項」を「並びに法第三十一条の二第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）並びに令第十五条第三項及び第五項（同条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同項の表法第二十九条第一項第一号、令第十四条第六項の項を次のように改める。